

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	龍ヶ崎市 保育所入所及び子ども・子育て支援に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

龍ヶ崎市は、保育所入所及び子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

保育所入所及び子ども・子育て支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、契約締結時には契約書とともに秘密保持事項を記した特記仕様書を綴じ込みし、締結している。

## 評価実施機関名

龍ヶ崎市長

## 公表日

令和7年10月9日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所入所及び子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	市民である児童と、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法等に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	保育システム、中間サーバ、電子申請システム(いばらき電子申請・届出サービス、マイナポータルぴったりサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
保育ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の9の項 :個人番号が利用することができる事務のうち、保育所に関する事務(保育実施、費用徴収等)が「市長・村長」の項 番号法第9条第1項 別表の127の項 :個人番号が利用することができる事務のうち子ども・子育て支援に関する事務(教育・保育給付の支給、子ども・子育て支援事業の実施等)が「市町村長」の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第17項、第155項 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保育課
②所属長の役職名	福祉部保育課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部保育課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保育課 301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 電話0297-64-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[      ]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底する。	

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務に必要な情報入手することができないよう、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月21日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項 番号法第9条第1項 別表第一の94の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、68条	番号法第9条第1項 別表の9の項 :個人番号が利用することができる事務のうち、保育所に関する事務(保育実施、費用徴収等)が「市長 村長」の項 番号法第9条第1項 別表の127の項 :個人番号が利用することができる事務のうち 子ども・子育て支援に関する事務(教育・保育給付の支 給、子ども・子育て支援事業の実施等)が「市町 村長」の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、68条	事後	番号法の改正
令和6年11月21日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に児童福祉法による保育所における保 育の実施又は措置に関する事務が含まれる項 (17) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は 市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に児童福 祉法による 負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 が含まれる項(20) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に子ども・子育て支援法による 子どもの ための教育・保育給付の支給又は地域子ども・ 子育て支援事業の実施に関する事務が含まれ る項 (15 5) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠):第12 条、59条の2の2 (別表第二における情報提供の根拠):無し	事後	番号法の改正による
令和6年11月21日	5-4 いつ時点の計数か	令5年4月1日	令6年4月1日	事後	しきい値判断表

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月21日	6-2 いつ時点の計数か	令5年4月1日	令6年4月1日	事後	しきい値判断表
令和6年11月21日	IV-8 人手を介在させる作業		特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)は、事前に暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底する。	事後	様式変更のため
令和6年11月21日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策		事務に必要のない情報の入手することがないよう、申請書様式において手続きに必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。	事後	様式変更のため
令和7年7月7日	II しきい値判断項目 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年7月7日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠 ②法令上の根拠	番号法19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務が含まれる項(17) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務が含まれる項(20) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務が含まれる項(15 5) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠):第12条、59条の2の2 (別表第二における情報提供の根拠):無し	【情報照会】 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第17項、第155項 【情報提供】 なし	事後	番号法改正対応のため